

議提第1号

北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により、北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例を次のとおり提出する。

平成24年3月14日 提出

提出者	北本市議会議員	桂	祐司
提出者	北本市議会議員	島野	和夫
提出者	北本市議会議員	伊藤	堅治
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	滝瀬	光一
賛成者	北本市議会議員	福島	忠夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤	健一
賛成者	北本市議会議員	横山	功

北本市議会議長 加藤勝明様

北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第11条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）について議会の議決事件として定めることにより、市政の推進に寄与することを目的とする。

(議会の議決)

第2条 市長が、基本構想（法令の規定によりその策定について議会の議決を経なければならないものを除く。）を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

